

三原市告示第 30 号

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 6 条第 1 項の規定に基づき，大規模小売店舗の変更届出がなされたので，同法第 6 条第 3 項の規定において準用する同法第 5 条第 3 項の規定により次のとおり告示します。

令和元年 7 月 1 日

三原市長 天 満 祥 典

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

フレスタ西町店

広島県三原市西町一丁目 1016-1

2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

株式会社三原スーパー

代表取締役 宗兼 邦生

広島県三原市西町一丁目 1 番 31 号

3 変更した事項

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

(変更前)

名称	所在地	変更年月日・理由
パルディ西町店	三原市西町一丁目 1016-1	

(変更後)

名称	所在地	変更年月日・理由
フレスタ西町店	三原市西町一丁目 1016-1	平成 30 年 3 月 1 日 店舗名称変更

(2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前①)

名称	代表者名	住所	変更年月日・理由
株式会社三原スーパー	代表取締役社長 横田 泰二	三原市西町一丁目1番31号	

(変更後①)

名称	代表者名	住所	変更年月日・理由
株式会社三原スーパー	代表取締役 宗兼 邦生	三原市西町一丁目1番31号	平成25年3月29日 代表者変更のため

(変更前②)

名称	代表者名	住所	変更年月日・理由
株式会社三原スーパー	代表取締役 宗兼 邦生	三原市西町一丁目1番31号	

(変更後②)

名称	代表者名	住所	変更年月日・理由
株式会社三原スーパー	代表取締役 谷本 満	三原市西町一丁目1番31号	平成28年2月15日 代表者変更のため

(変更前③)

名称	代表者名	住所	変更年月日・理由
株式会社三原スーパー	代表取締役 谷本 満	三原市西町一丁目1番31号	

(変更後③)

名称	代表者名	住所	変更年月日・理由
株式会社三原スーパー	代表取締役 宗兼 邦生	三原市西町一丁目1番31号	平成30年3月1日 代表者変更のため

- (3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前①)

小売業者	代表者名	住所	変更年月日・理由
株式会社三原スーパー	代表取締役社長 横田 泰二	三原市西町一丁目1番31号	

関西薬品株式会社	代表取締役 出田 啓治	三原市城町一丁目 8 番 7 号	平成 21 年 1 月 23 日 退店のため
山陽カラーサービス株式会社	代表取締役 石川 悟	広島県尾道市古浜町 18 番 21 号	平成 18 年 1 月 31 日 退店のため

(変更後①)

小売業者	代表者名	住所	変更年月日・理由
株式会社三原スーパー	代表取締役 宗兼 邦生	三原市西町一丁目 1 番 31 号	平成 25 年 3 月 29 日 代表者変更のため

(変更前②)

小売業者	代表者名	住所	変更年月日・理由
株式会社三原スーパー	代表取締役 宗兼 邦生	三原市西町一丁目 1 番 31 号	

(変更後②)

小売業者	代表者名	住所	変更年月日・理由
株式会社三原スーパー	代表取締役 谷本 満	三原市西町一丁目 1 番 31 号	平成 28 年 2 月 15 日 代表者変更のため

(変更前③)

小売業者	代表者名	住所	変更年月日・理由
株式会社三原スーパー	代表取締役 谷本 満	三原市西町一丁目 1 番 31 号	平成 30 年 2 月 28 日 退店のため

(変更後③)

小売業者	代表者名	住所	変更年月日・理由
株式会社フレスタ	代表取締役 宗兼 邦生	広島市西区横川町三丁目 2 番 36 号	平成 30 年 3 月 1 日 入店のため(株式会社三原スーパーから営業継承)

4 変更の年月日

① 大規模小売店舗の名称及び所在地

上記 3 - (1) のとおり

- ② 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称並びに法人にあつては代表者の氏名

上記 3 - (2) のとおり

- ③ 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

上記 3 - (3) のとおり

5 変更する理由

- ① 大規模小売店舗の名称及び所在地

上記 3 - (1) のとおり

- ② 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称並びに法人にあつては代表者の氏名

上記 3 - (2) のとおり

- ③ 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

上記 3 - (3) のとおり

6 届出年月日

令和元年 7 月 1 日

7 届出等の縦覧場所

三原市経済部商工振興課（三原市役所新庁舎 3 階）

8 届出等の縦覧期間及び時間帯

令和元年 7 月 1 日から令和元年 11 月 1 日の午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分、ただし、土曜日、日曜日及び休日を除く。

- 9 法第 8 条第 2 項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、当該公示の日から 4 月以内に、三原市に対し意見書の提出により、これを述べることができます。

10 意見書の提出期限及び提出先

令和元年 11 月 1 日

三原市経済部商工振興課